

あきる野市教育委員会 8 月定例会会議録

- 1 開催日 令和 7 年 8 月 1 5 日（金）
- 2 開催時刻 午後 2 時 0 0 分
- 3 終了時刻 午後 2 時 4 5 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 5 0 5 会議室
- 5 日程
- 日程第 1 議案第 1 0 号 あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 1 1 号 あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 1 2 号 あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 1 3 号 あきる野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 1 4 号 あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 1 5 号 あきる野市図書館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 1 6 号 令和 7 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 2 号補正）について
- 日程第 8 報告事項（1）あきる野市立学校の指定学校変更の取扱いに関する要綱の一部改正について
- 日程第 9 報告事項（2）あきる野市青少年対策事業補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第 1 0 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 丹 治 充 |
| 教育長職務代理者 | 小 西 フミ子 |
| 委 員 | 岡 部 秀 敏 |
| 委 員 | 田 島 弘 之 |
- 7 欠席委員
- | | |
|-----|---------|
| 委 員 | 坂 谷 充 孝 |
|-----|---------|

8 事務局出席者	教 育 部 長	鈴 木 将 裕
	指 導 担 当 部 長	三 品 孝 之
	生 涯 学 習 担 当 部 長	遠 藤 文 寛
	教 育 総 務 課 長	木 村 紋 子
	教 育 施 設 担 当 課 長	坂 本 雅 典
	学 校 給 食 セ ン タ ー 建 設 準 備 担 当 課 長	和 田 達 也
	指 導 担 当 課 長	佐 藤 宗 一 郎
	学 校 給 食 課 長	田 倉 崇 史
	生 涯 学 習 推 進 課 長	石 川 尚 昭
	ス ポ ー ツ 推 進 課 長	一 瀬 秀 和
	図 書 館 長	青 木 邦 彰
	指 導 主 事	近 藤 壮 一 郎
	指 導 主 事	貝 賀 健 志

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（丹治 充君）

皆さん、こんにちは。本日は、終戦 80 年の全国戦没者追悼式が行われました。さきの大戦において亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念する日として各学校にも周知をいたしました。正午には黙祷をささげたところでございます。

それでは、ただいまから令和 7 年あきる野市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

本日は坂谷委員から欠席の届出がありました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。

まず、議事録署名委員については、小西委員と岡部委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 10 号あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から日程第 6 議案第 15 号あきる野市図書館設置条例の一部を改正する条例については、各施設の使用料の改定に伴う条例の一部改正となりますので、一括して説明していただき、その後、個別に審議する形を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

それでは、日程第 1 議案第 10 号あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から日程第 6 議案第 15 号あきる野市図書館設置条例の一部を改正する条例について、生涯学習担当部長より一括で説明をお願いします。

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

それでは、議案第 10 号から議案第 15 号までを一括して説明いたします。

行財政改革推進プラン 2023 に基づき、使用料、手数料について改定の方向性が決定したことに伴い規定を整備するものです。なお、平成 12 年 10 月以来の改定となります。

まず、新使用料設定に当たっての基本的な考え方、流れについて説明いたします。①から④まであります。①各施設の現行の使用料にモデル施設の維持管理経費等から算出したグループ改定率を乗じて新使用料案を算出する。

②グループ改定率が上限改定率を上回る場合は、改定率を上限改定率の範囲内にとどめ、新使用料案を算出する。

③ ①と②により算出した新使用料案が近隣自治体との均衡を損なう場合は、近隣自治体との均衡を考慮し、改定率を調整し、新使用料案を算出する。

④施設ごとの特殊事情を考慮し、新使用料案を調整するとしております。

上限改定率は、使用料が著しく上昇することを避けるため、施設使用料基本方針及び手数料見直し検討会報告書に基づき定めたものであります。現行が 1,000 円未満のものにつきましては、上限改定率はなしです。現行が 1,000 円以上 2,000 円未満のも

のについては140%、現行が2,000円以上1万円未満については130%、現行が1万円以上のものについては120%としております。

次に、改定率の傾向としましては、グループ改定率は100%から190.6%でありましたが、先ほど申し上げました①から④の対応をしたところ、改定率はおおむね100%から133.3%となりました。

それでは、議案第10号あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、こちらはあきる野ルピアになります。

続きまして、議案第11号あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、こちらはS&D秋川キララホールになります。

議案第12号あきる野市民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、こちらは中央公民館になります。

少し飛んで、議案第15号あきる野市図書館設置条例の一部を改正する条例、こちらの対象施設は東部図書館エルになります。これらの施設につきましてはホール、キララホールのホールやルピアのホール、こういったグループ改定率は124.1%、会議室のグループ改定率は146.1%となっておりますが、使用料の見直しを完了した近隣自治体との均衡を考慮し、改定率は110%を基本に調整いたしました。

次に、学校施設と体育施設になります。議案第13号あきる野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例、続いて、議案第14号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、こちらにつきましては体育施設のグループ改定率は190.6%、トレーニング室のグループ改定率は120.4%、野球場のグループ改定率は111%、テニスコートのグループ改定率は100%、プールのグループ改定率は186.8%となっておりますが、体育施設、こちら体育館とトレーニング室については、使用料の見直しを完了した近隣自治体との均衡を考慮し、子どもの使用料は据置き、大人及び団体の改定率は120%を基本に調整し、また、個人使用料に市外料金を新規に設定し、市内の1.5倍としました。

また、野球場については、グループ改定率111%を基本に新使用料を設定し、テニスコートについては、近隣自治体の使用料との均衡を考慮し、据置き、プールについては使用料の見直しを完了した近隣自治体との均衡を考慮し、子どもの使用料は据置き、大人及び団体の改定率は125%を基本に調整し、また、個人使用料に市外料金を新規に設定し、市内の1.5倍としました。

なお、学校施設の体育館空調設備については、新設となり、近隣自治体の使用料を考慮し、決定したものになります。

最後に、施行日と経過措置になりますが、施行日につきましては令和8年4月1日、経過措置につきましては、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の条例の規定により承認を受けている者の使用料及び利用料金については、なお従前の例によるものとしております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

ただいま説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などはございますか。

小西委員。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

施設使用料に関してですが、ルピアや公民館、会議室、研修室を貸し出す場合の50円と100円の違いは、どのような根拠や基準で決まったのでしょうか。教えてください。

教育長（丹治 充君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（石川尚昭君）

値上げ幅、値上げた50円の根拠でございますか。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

50円か、100円をどちらにするかというのは、どのように決めたのでしょうか。

生涯学習推進課長（石川尚昭君）

値上げ幅は、基本的には110%を基準に決めた中で、安いほうに調整したものがほとんどだったかと思えますので、例えば端数が微妙に出た場合には、切り下げたものがほとんどだったかと記憶しております。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

研修室や会議室の利用のしやすさや整備のされ方によって、値段が決まったのかなと思ってしまったんです。

教育長（丹治 充君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（石川尚昭君）

部屋の面積に応じて料金設定をしておりますので、使いやすさや新しさといったものは考慮されていないのではないかと思います。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

はい、分かりました。

生涯学習推進課長（石川尚昭君）

よろしいでしょうか。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

はい、大丈夫です。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

教育長、補足をいいですか。

教育長（丹治 充君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

今の件なのですが、見ていただければお分かりなんですけど、もともと改正前は部屋の平米で決めているんです。50円アップのものについては500円、以下のものは50円アップ、600円以上のものについては100円アップで、そういう決め事をしておりま

す。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

分かりました。

教育長（丹治 充君）

補足は以上でよろしいですか。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

大丈夫です。はい、ありがとうございます。

そのほか質問等ございましたらお願いいたします。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

経過措置のところ、承認を受けている者の使用料及び利用料金については、なお従前の例によるというふうに書いてあるんですが、この承認を受けている者について、どんな団体か、あるいはどんな人がそういうものに当たるのか分かる範囲で教えていただければというふうに思います。

教育長（丹治 充君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（一瀬秀和君）

スポーツ施設が今回非常に多く例としてありますので、ご説明させていただきます。現行の料金で、まず施設の使用というのは2か月前の初日ですとか、1か月前ですとか、それぞれ条例によって使用できる、申請できる日が異なります。それで、例えば2月中に4月の予約をした場合、その場合には今までの使用料金でいきます。4月になって新たに料金は発生しません。ですが、例えば同じ日に予約したものであっても、4月に予約した場合には新料金の適用になりますので、そういったことがここに明記されていると、そのようなご理解でしていただければと思います。

以上です。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（岡部秀敏君）

承知しました。はい。

教育長（丹治 充君）

そのほかいかがでしょうか。

田島委員。

委員（田島弘之君）

議案第14号の別紙のところ、使用料の一覧があります。その一覧表の一番右側の欄、団体貸切使用の内容ですが、市内在住在勤者の金額と、それから、左記以外の、これ市外と捉えていいと思うのですが、この差が3倍あるのですが、この根拠というか、理由がもし分かれば教えていただけたらと思います。

教育長（丹治 充君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（一瀬秀和君）

お答えします。市内料金、市外料金、これ団体利用に関しての決めているんですが、今、既にその内容は適用しておりまして、市内の方が利用しやすくするように市内料金、基本設定がありまして、やはり受益者負担の観点から市外の方が利用する場合には一定の料金をして、取りましょうという決めに なって いて まして、それが現在も3倍の料金設定となっています。

なお、その判定についてなんですけども、例えば市民が1人だけいて、その他大勢が市外の場合には市外料金を適用する形になります。基本的な考え方としては、主にあきる野市に本拠地があって、半数以上の方が市内の方がいる場合には市内料金の扱い、半数以上が市外の方が利用する場合には市外料金という扱いで取扱いをしているところですので、それは、今回の料金改定についても、今までの例をそのまま継続して行うという形になります。

委員（田島弘之君）

ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（田島弘之君）

併せて。

教育長（丹治 充君）

はい、田島委員。

委員（田島弘之君）

今のお話ですと、例えば団体使用料の申込者が市内の者、そのほかの者が市外の者の場合には市外の料金ということですかね。

教育長（丹治 充君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（一瀬秀和君）

お答えします。それも、基本的に今施設予約については、スポーツの場合を例に取りますと、インターネットでの施設予約、これが可能になっているんです。インターネットの施設予約の登録をする際には、事前に登録申請をしていただきます。その際に代表者、それから、名簿を提出していただいて、そこで市内、市外の判断をします。そんな形になっております。

委員（田島弘之君）

分かりました。そうしますと、使用者全員の名簿が事前に出されるということでしょうか。

教育長（丹治 充君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（一瀬秀和君）

そのとおりで、施設のインターネットでの予約の場合には事前に名簿を提出していただいて、変更がある場合には、その都度それを出していただくというルールになっています。

ただ、1回限りの利用については、全て名簿を提出するということには至りませんので、窓口で利用の実態を確認しながら市内の方が半数以上いれば市内料金、市外の方が多ければ市外料金で取り扱うということになります。

委員（田島弘之君）

はい、ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（田島弘之君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほかにありましたらお願いいたします。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問等がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

なお、審議については、先ほど承認されましたように、各議案ごとに行います。

それでは、日程第1 議案第10号あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第10号あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第11号あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第11号あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第12号あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第12号あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第13号あきる野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第4 議案第13号あきる野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 議案第14号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第5 議案第14号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6 議案第15号あきる野市図書館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第6 議案第15号あきる野市図書館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第7 議案第16号令和7年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）についてを上程します。

それでは、説明を教育部長と生涯学習担当部長にお願いいたします。

教育部長。

教育部長（鈴木将裕君）

それでは、議案第16号令和7年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）について説明させていただきます。

本件につきましては、令和7年8月25日から開催されます令和7年あきる野市議会第1回定例会9月定例会議の初日に補正予算として計上するものでございます。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものでございます。

私からは、学校教育関係分について説明させていただきます。

それでは、お手元の資料、歳入の表をご覧ください。まず、第13款分担金及び負担金、01負担金、05教育費負担金、説明欄の新学校給食センター共同整備事業経費日の出町負担金194万5,000円は、建設工事設計業務委託に伴う日の出町負担分となります。

第15款国庫支出金、02国庫補助金、07教育費国庫補助金の説明欄、大規模改造小中学校のトイレ及び体育館改修工事1億1,461万7,000円は、国庫補助が不採択となったことから、見込んでいた補助額を減額するものでございます。

第16款都支出金、02都補助金、07教育費都補助金の説明欄、防災機能強化支援事業2,126万9,000円の減額は、国庫補助が不採択となったことに伴い、都補助金の補助対象項目に変更が生じたことによるものでございます。

続きまして、資料の2枚目、歳出の表をご覧ください。第10款教育費、02小学校費、04学校整備費の事業名、小学校整備事業経費220万円は、故障した多西小学校の空調設備の更新工事を緊急的に実施したことにより一般改修工事費に不足が生じることから、これを補填するために計上するものでございます。

続きまして、項03中学校費、04学校整備費の事業名、中学校整備事業経費220万円は、故障した増戸中学校の空調設備の更新工事を緊急的に実施したことにより一般改修工事費に不足が生じることから、これを補填するために計上するものでございます。

下段、項06学校給食費、01学校給食総務費の事業名、新学校給食センター共同整備事業経費550万円につきましては、想定される建設工事の工期、こちらの変更に伴い、単価の入替えや積算書類の修正作業が必要となったため、必要経費を計上するものでございます。

学校教育関係の説明は以上となります。

教育長（丹治 充君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

私からは、生涯学習関係の補正予算について説明させていただきます。

歳入一覧表の2ページをご覧ください。21諸収入、06雑入、06雑入、あきる野ルピア命名権料50万円と、あきる野市民球場命名権料50万円につきましては、ネーミングライツ導入に伴う命名権料の増額補正となります。

なお、この2施設は10月からのスタートになりますので、年間100万円分のその半分の50万円をそれぞれとなります。

また、優先交渉権を付与した応募者は、それぞれ決定しており、今後両者と必要な調整を経て、協定締結をしていくこととなります。

続きまして、歳出一覧表をご覧ください。04社会教育費、08あきる野ルピア運営費、あきる野ルピア運営管理経費24万3,000円の増額補正につきましては、先ほど説明しましたあきる野ルピアの命名権料50万円について、一旦あきる野市が全額収入し、その後、ルピアの施設区分所有割合に基づき、秋川総合開発公社とあきる野商工会に配分するため予算計上したものです。内訳としましては、秋川総合開発公社が21万6,170円、あきる野商工会が2万6,290円、合わせて24万2,460円となります。

次に、05保健体育費、01保健体育総務費、社会体育振興経費38万2,000円の増額補正につきましては、友好都市である大島町で開催されるカメラアマゾンに選手を派遣することから、必要経費を計上するものです。昨年度までは招待という形を取っていましたが、あきる野市の産業祭や大島町の椿まつりでの負担状況を考慮し、また、これまでの事業内容を精査しまして、あきる野市が負担すべきものと判断したことから、年度途中ではありますが、今回補正予算として計上したものです。また、来年度からは当初予算への計上とし、今後の大会参加についても検討する必要があると考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などはありますか。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

最初に、15国庫支出金の中で07教育費国庫補助金で、国庫補助事業の採択によるものということで、収入が減額になっていますけれども、これらの工事等については今後どのように進む予定なのか教えていただければと思います。

以上です。

教育長（丹治 充君）

今後の予定ですね。

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（坂本雅典君）

お答えいたします。

初めに、五日市小学校、秋多中学校の体育館の改修工事についてご説明いたします。

五日市小学校の体育館工事につきましては、体育館のアリーナの床の全面改修になります。内容としましては、土間コンクリートの打ち直し、床地下から改修を行う工事になります。体育館トイレ改修につきましては、男女トイレのドライ化及びバリアフリースイールの新設。

続きまして、体育館玄関の自動ドアを新たに設置いたします。体育館玄関前のスロープの設置も行います。

五日市の小学校の体育館の工事については、以上となります。

続きまして、秋多中学校体育館床工事につきましては、内容といたしましては、体育館アリーナ及びステージの全面改修になります。こちら、床地下から改修工事を行います。

続きまして、体育館のトイレ改修ということで、男女トイレのドライ化及び、こちらにつきましては、車椅子利用者が使用できるバリアフリースイールの設置になります。

続きまして、体育館玄関前のスロープの設置、あとステージの照明灯の補強等になります。こちらの工事につきましては、予定どおり、当初の予定とは変わらず工事を行います。工事時期につきましては、今年度中ということになります。

続きまして、西秋留小のトイレ改修工事になります。こちらにつきましては、校舎西側の1階から3階児童用男子トイレの全面改修工事を行い、完全洋式のドライ化にいたします。内容といたしましては、床、壁、天井の撤去及び新設になります。工事期間につきましては、今年度、令和8年2月27日までの期間になります。予算につきましては、減額、補助がつかなかったんですが、予定どおりの工事内容で進めてまいります。

続きまして、五日市中トイレの改修工事になります。こちらにつきましては、校舎西側の1階から3階の男女トイレの全面改修工事を行いまして、完全洋式のドライ化にいたします。内容につきましては、床、壁、天井総仕上げのトイレブースの撤去及び新設になります。工期につきましては、令和8年3月6日までとなっております。工事内容につきましては、予定どおり、内容は変更ございません。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

岡部委員、よろしいですか。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

関連して、これの工事業者などはもう決まっているのでしょうか。これからでしょうか。

教育長（丹治 充君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（坂本雅典君）

お答えいたします。秋多中の体育館と五日市小の体育館につきましては、工事が始まっております。トイレの工事につきましては、これからの入札になります。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（岡部秀敏君）

はい。ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほか、質問等ございませんか。

小西委員。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

すみません、今のお話で秋多中のトイレは車椅子利用可という形ですよね。

教育施設担当課長（坂本雅典君）

はい。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

ほかの学校は、車椅子利用可という予定はなかったんですか。

教育長（丹治 充君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（坂本雅典君）

お答えいたします。秋多中のトイレの工事につきましては、現状トイレの横に更衣室がございまして、バリアフリー化するに至って更衣室をやっばり壊さないとバリアフリーが確保できない、面積が確保できないというようなお話がございまして、学校側と協議したところ、更衣室は残してもらいたいということでした。現状の面積の中で車椅子が入れるような形にしてもらいたいということで設置、車椅子が入れるトイレにするというような内容になります。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

はい、分かりました。

教育施設担当課長（坂本雅典君）

ほかは通常どおりのバリアフリー化のトイレということで工事を進める予定でございます。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

分かりました。ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほかございますか。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

別件になりますけども。歳出の0.5保健体育費の0.1保健体育総務費のところ、カメラマラソンに選手を派遣するということですが、一応現在何人ぐらいの選手を派遣する予定になっているか、分かっていたら教えてください。

教育長（丹治 充君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（一瀬秀和君）

選手につきましては、今年をベースに選手2名の派遣を予定しております。あと、引率も必要ですので、引率者もここに含まれるというような形しております。

以上です。

委員（岡部秀敏君）

はい、ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（岡部秀敏君）

はい、ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかいかがでしょうか。

田島委員。

委員（田島弘之君）

同じ歳出の表の、先ほど小学校で多西小と、それから増戸中学校の空調関係のものがあつたと思うのですが、ほかの学校のその不調が、まだ予算的に手つかずであっても、今後進めていく予定はありますか。

教育長（丹治 充君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（坂本雅典君）

お答えいたします。委員のおっしゃるとおりで、やはりこの暑さの中で空調自体が不具合が生じている学校が多々出てきている中で、今後そのような不具合等が生じた場合には対応していきたいと考えておりますので、予算の確保はしていきたいなという考えでございます。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（田島弘之君）

予算には限りはあると思うのですが、やはり教室によって温度が違ったり、学校訪問すると結構声を聞くんですね。そのような中でやっぱりこの暑さが今後も続くとなると、やはりできるだけことは市でしてあげられたらなと思っていますので、お願いいたします。

教育長（丹治 充君）

ご意見ということでよろしいですね。

委員（田島弘之君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほか何かありますか。いいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第7 議案第16号令和7年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第7 議案第16号令和7年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第8 報告事項（1）、あきる野市立学校の指定学校変更の取扱いに関する要綱の一部改正について、教育部長は説明をお願いいたします。

教育部長。

教育部長（鈴木将裕君）

それでは、報告事項（1）、あきる野市立学校の指定学校変更の取扱いに関する要綱の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、これまで市が運用してきたシステムを本年8月25日に市民の利便性向上と行政運営の効率化を図ることを目的とした地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、これに基づくシステムに移行するものに伴うものでございます。具体的には、標準化の対象となる20の業務について、国が定める様式、帳票を使用するため、要綱中の文言の一部を修正、削除するとともに、「この要綱の施行について必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき国が定める様式とする」、この一文を加えるものでございます。

なお、改正後の要綱の施行日は、令和7年8月25日となりますが、経過措置といたしまして、改正前の様式による用紙につきましては、当分の間、これを取り繕って使用することができることといたします。

報告は以上となります。

教育長（丹治 充君）

これから質疑に入ります。

何か質問などはございませんか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

では、本件は報告として賜りました。

続きまして、日程第9 報告事項（2）、あきる野市青少年対策事業補助金交付要綱の一部改正について、生涯学習担当部長は説明をお願いします。

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

それでは、報告事項（2）、あきる野市青少年対策事業補助金交付要綱の一部改正について報告いたします。

本要綱につきましては、従前より小学校区の青少年健全育成地区委員会と中学校区の健全育成推進会議に対し補助金を交付する根拠となっているものです。今回、町内会長、自治会長のOBで組織される青少年顕彰ふるさと委員会への補助金について、根拠となる要綱を整備していなかったことから、この要綱に追加し対応できるよう文言整理等含め整理するものです。

主な改正内容につきましては、第2条に補助対象団体を新設し、第3号に青少年顕彰ふるさと委員会を、また、今後それ以外の団体について趣旨、補助対象事業であって適当と認めるものに関しても可能となるよう第4号、その他市長が必要と認める団体を追加しました。

施行日については、通達の日とします。

報告は以上となります。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思います。

何か質問等はありませんか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

では、本件は報告として賜りました。

続きまして、教育長及び教育委員報告に入ります。

それでは、私のほうから2つご報告いたします。1点目は、8月2日土曜日にあきる野市夏まつりが開催されまして、大勢の市民が参加されていまして。昼間、舞台では様々な催し物が発表される中で、年々ダンスの発表が多くなってきたように思います。各種団体の発表も行われておりましたけれども、それぞれ団体の意気込みが感じられる、見応えのある発表となっております。

また、夏まつりのフィナーレでは、各地区からのおはやし、みこし等が練り歩き、そこには小中学生の生徒が多数参加しておりました。そこでは、あきる野市教育委員会が取り組んでまいりました特色ある教育活動の一環として、各小・中学校に位置づけられている伝統文化の理解と継承がはっきりと形になって示されておまして、地域に開かれた教育

課程の具現化が図られ、根づいてきた印象を強く受けました。

2つ目は、8月7日から100キロ走破のサマーチャレンジ結団式が行われ、さらに同日夜にはあきる野市と羽村市の合同事業として大島・子ども体験塾の出発式が行われました。この事業は両市が隔年で計画、立案を行い、本年はあきる野市が主体となって実施されております。

いずれの行事も宿泊を伴う中で団体生活を学び、青少年の健全育成に寄与する行事となっております。これらの体験活動の成果は、やがて将来、市の若きリーダーとして社会に貢献できる人材になっていくと思われまます。

私のほうからは以上でございます。

そのほか、教育委員の皆様から何か報告事項等がありましたら、お願いいたします。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

私のほうからは1点。生涯学習担当部長から案内がありました「五鉄から五日市線へのあゆみ」という五日市郷土資料館での企画展を見させていただきました。懐かしく五日市線の発展、路線の変更、色々なものを感じることができました。また、その日に戸倉しろやまテラスのほうも行かせていただいて、アートスタジオ展、五日市企画展も見させていただきました。併せてジオ展示室のほうも見させていただいたところ、たまたま空いていて、そのときに、そこの担当の方がいらっしゃって、30分ほど色々展示のことについて説明していただきました。「私は、地元じゃないんですよ」と言いながら、地層だとか、歴史の詳しいお話を伺い、有意義なひとときを過ごさせていただきました。大変勉強になりました。ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

そのほかの委員の皆様いかがですか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

この件では特に質問等は何かありますか。ありません。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問がないようですので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

それでは、今後の日程等についてご案内をさせていただきます。

8月20日水曜日、東京都市教育長会定例会がウェブ会議にて開催されます。

9月1日月曜日、多西小学校、9月16日火曜日、草花小学校の学校訪問を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、次回9月の定例会でございますが、9月26日金曜日、午後2時から505会議室で開催いたします。

私からの案内は以上となります。

教育長（丹治 充君）

そのほかございませんか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会 8 月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後 2 時 4 5 分